厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚生労働省 群馬労働局発表 平成29年9月29日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長　佐藤　寿
課長補佐　大友　隆
産業安全専門官　塩野　泉
労働衛生専門官　茂木　智
（電話）　027-896-4736

平成29年(1月～８月)の労働災害発生状況

― 死傷者数1,247人・死亡者数９人 ―

１　労働災害の発生状況　（参考資料：「労働者死傷病報告受理件数表」「平成29年死亡災害事例」）

群馬労働局管内における平成29年の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、１月から８月までの累計で1,247人、そのうち死亡者数は９人となっています。

【昨年同期と比較した特徴】

- 死傷者数は190人減少　（昨年同期の1,437人より13.2%減少）
- 死亡者数は１人減少　（昨年同期は10人）
- 熱中症による災害７人　（昨年同期７人）

２　労働災害の防止に向けた取組　（参考資料：「死亡災害が多発しています!!」）

- ８月までの死亡者数は昨年同期と比較して減少しましたが、８月、９月において、スタッカークレーンやベルトコンベヤーによる挟まれ等、作業場の危険箇所への立入り時の安全教育の不徹底が原因と見られる災害をはじめとして、６件の死亡災害が発生しています。
- 頻発する死亡災害の動向･特徴を踏まえ、挟まれ災害の防止ほか労働災害防止対策の徹底について、関係団体への緊急要請を行いました。

３　全国労働衛生週間　10/1～10/7　（参考資料：「第68回全国労働衛生週間」）

「働き方改革で見直そう　みんなが輝く　健康職場」をスローガンとして、労働衛生意識の高揚、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ります。

４　ストレスチェックの実施状況　（参考資料：「ストレスチェック制度の実施状況」）

- 実施義務のある常時使用する労働者数50人以上の2,353事業場のうち、78.4%の1,845事業場でストレスチェックを実施しています。
- 群馬労働局管内における実施状況の詳細については、当局にて分析中です。

平成２９年　労働者死傷病報告受理件数表

平成２９年８月末現在
群　馬　労　働　局

業種別＼署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業	1 63	1 143	28	2 115	18	1 24	2	4 393	1 469	3 −76
食料品製造業	22	53	4	24	7	1 7	2	1 119	134	1 −15
鉱　業		2					1	3	2	1
建設業	33	36	10	27	1 10	4	6	1 126	3 135	−2 −9
木造家屋等建築工事	9	12	3	3				27	23	4
交通運輸・貨物取扱業	32	1 90	11	41	3	3	3	1 183	1 206	−23
道路貨物運送業	23	1 80	10	38	2	3	3	1 159	1 168	−9
林　業	1 5	1	8		1	1	3	1 19	1 13	6
上記以外の事業	140	191	36	83	34	1 15	24	1 523	4 612	−3 −89
卸売業・小売業	47	57	13	22	9	7	2	157	195	−38
通　信　業	10	12	1	4	2		2	31	42	−11
医療保健業・社会福祉施設	32	39	9	14	7	5	4	110	108	2
旅館・ホテル業	2	5			2		4	13	20	−7
計	1 273	2 463	93	2 266	1 66	2 47	39	8 1,247	10 1,437	−2 −190
前年同期	1 312	5 563	87	2 305	54	74	2 42	10 1,437		
増　減	−39	−3 −100	6	−39	1 12	2 −27	−2 −3	−2 −190		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	50	93	20	55	15	7	8	248	420	−172
食料品加工用機械災害	7	7	1	3	1	1		20	20	
建設機械災害	3	6	1	5			1	16	14	2
クレーン・玉掛災害	7	9		6		1 1		1 23	21	1 2
外国人の災害	7	29	1	1 21		1		1 59	69	1 −10
公共工事の災害	3	4		2	3		2	14	1 28	−1 −14
交通労働災害	19	1 31	7	1 15	4	5	1	2 82	1 82	1
荷主先災害	12	51	6	7		3	2	81	78	3

注１　この表は、死亡及び休業４日以上の労働者死傷病報告を集計しています。
　２　各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
　３　下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成２９年死亡災害事例（建設業以外）

平成２９年８月末現在
群　馬　労　働　局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	１月 11時頃 ４人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径約３０㎝の伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の林業	崩壊･倒壊	立木等
2	１月 15時頃 ４人	50歳代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
3	２月 ９時頃 ２８人	40歳代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械修理業	交通事故（道路）	トラック
4	２月 ８時頃 ２８人	60歳代 男 作業者	午前７時頃からゴルフ場内の落葉の処理作業をトラクターで行っていたが、その後、行方が分からなくなり、翌日、池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	４月 17時頃 ６０人	20歳代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と２人でプレス（４００ｔ、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械
6	６月 13時頃 ６０人	40歳代 男 作業者	製造した機械装置のメンテナンスのため、同僚と２人で県外の客先へ出張し、調整作業中の機械装置に頭部をはさまれ、死亡した。	機械器具製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
7	８月 ２時頃 ６８人	30歳代 男 作業者	被災者は、製品を自動倉庫（冷凍庫）内に入庫する作業中、走行してきた倉庫内に設置されていたスタッカークレーン（自動棚積み用）と冷凍庫出入り口の固定踏み台との間に身体をはさまれ、死亡した。	肉製品・乳製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	クレーン

平成２９年死亡災害事例（建設業）

平成２９年８月末現在
群　馬　労　働　局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の型別	起因物別
1	７月 15時頃 ５人	40歳代 男 鳶工	高速道路の橋梁補修工事で使用されていた、地上約33ｍの高さに設置されていたつり足場の解体作業中、足場用つりチェーンのクランプがはずれ、足場板が傾き、足場板の上に載っていた被災者が33ｍ下の地面に墜落し死亡した。	民間	墜落・転落	足場

平成２９年９月死亡災害事例

平成２９年９月２２日現在
群　馬　労　働　局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
	８月 5時頃 31人	40歳代 男 運転手	荷の配送のため大型トラックで国道を走行中、交差点で大型トレーラーと衝突し重体となっていたが、9月に至り死亡した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
	９月 11時頃 ２人	60歳代 男 警備員	国道歩道舗装工事現場近隣の別会社敷地内に駐車してあった無人トラックが逸走し、工事現場内の国道中央付近で一般車両の交通誘導をしていた被災者が、トラックに轢かれ死亡した。	警備業	交通事故（道路）	トラック
	９月 10時頃 11人	50歳代 男 作業者	1人で設備の清掃・点検作業をしていた被災者が、ベルトコンベアーとホッパー先端に固定されている原料飛散防止用のゴムカバーとの間に、首が挟まれた状態で発見された。死因は出血性ショック。	化学工業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア
	９月 10時頃 ５人	40歳代 男 作業者	被災者を含む５名で空き地の除草作業を行っていたところ、乗用式草刈機を使用して作業を行っていた被災者が、当該草刈機の下敷きになっているところを発見され病院へ搬送されたが、災害発生当日の16:30頃に死亡した。	農業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
	９月 8時頃 35人	70歳代 男 作業者	高さ10mに積まれた残土の上にドラグ・ショベルで上がり整地作業中、ドラグ・ショベルが土砂に埋まって傾き転倒し、被災者が運転席から投げ出され、ドラグ・ショベルの下敷きとなり死亡した。	建設業	転倒	車両系建設機械

死亡労働災害が多発しています!!

８月２件、９月４件と２ヶ月間で死亡災害が６件発生しています。

死亡災害発生の危険性は、いつでもどこにでもあります。「自分の会社は大丈夫！」、「自分だけは大丈夫！」とか「他人事！」ではなく、取り返しのつかないことが起こる前に各事業場、働く人達の死亡災害など重篤な労働災害防止対策の徹底！！をお願いします。

～安全で安心して働ける
職場づくりを ！！～

群馬労働局健康安全課
各労働基準監督署

第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月１日（日）～７日（土）［準備期間：９月１日～30日］

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

働き方改革で見直そう　みんなが輝く　健康職場

10月１日～７日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. **事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視**
2. **労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示** ※今年のスローガンは上記です。
3. **労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰**
4. **有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施**
5. **労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施**

９月１日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

（1）治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
（2）化学物質による健康障害防止対策に関する事項
（3）労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
（4）過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
（5）その他の重点事項

（1）治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
（2）化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示、SDSの入手状況や危険有害性情報の確認 ③リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者に対する教育の推進 ⑤皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ⑥特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑦建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
（3）メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ③4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥自殺予防週間（９月10日～９月16日）などをとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施 ⑦産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス対策に関する支援の活用
（4）過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
（5）その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての教育啓発や、専門家に相談支援などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底 ④労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

2. 労働衛生３管理の推進など

（1）労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
（2）作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
（3）労働衛生教育の推進
（4）心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
（5）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
（6）職場における感染症に関する理解と取組の促進

3. 作業の特性に応じた事項

粉じん障害、電離放射線や騒音、振動、石綿、化学物質などによる健康障害防止対策の推進

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援 http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx QRコード →

産業保健総合支援センター 検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援 【労働者健康安全機構】 0570-783046 ナビダイヤル ↑QRコード

https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx

産業保健関係助成金 検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html QRコード →

治療と職業生活の両立 検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html QRコード →

治療と仕事の両立支援　助成金 検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援 http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html QRコード →

腰痛予防対策講習会 検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/ QRコード →

メンタルヘルス対策・過重労働対策 検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援 解説サイト https://kokoro.mhlw.go.jp/ QRコード →

こころの耳 検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説サイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html QRコード →

職場のあんぜんサイト　化学物質 検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援 解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html QRコード →

職場　受動喫煙 検索

熱中症予防対策

職場での熱中症予防のため、関係省庁や関係団体と連携し「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施しています。

解説サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html QRコード →

STOP!熱中症　クールワークキャンペーン 検索

主　唱	厚生労働省、中央労働災害防止協会
協　賛	建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H29.8)

ストレスチェック制度の実施状況

※　群馬労働局健康安全課調べ（平成 29 年８月）

・　平成 29 年６月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場※1 は 78.4%。

ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模		50～99 人	100～299 人	300～999 人	1,000 人以上	計
実施対象事業場数	群馬	1,339	805	196	13	2,353
実施した事業場数	群馬	963	683	188	11	1,845
実施した事業場の割合	群馬	71.9%	84.8%	95.9%	84.6%	78.4%
	全国	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%
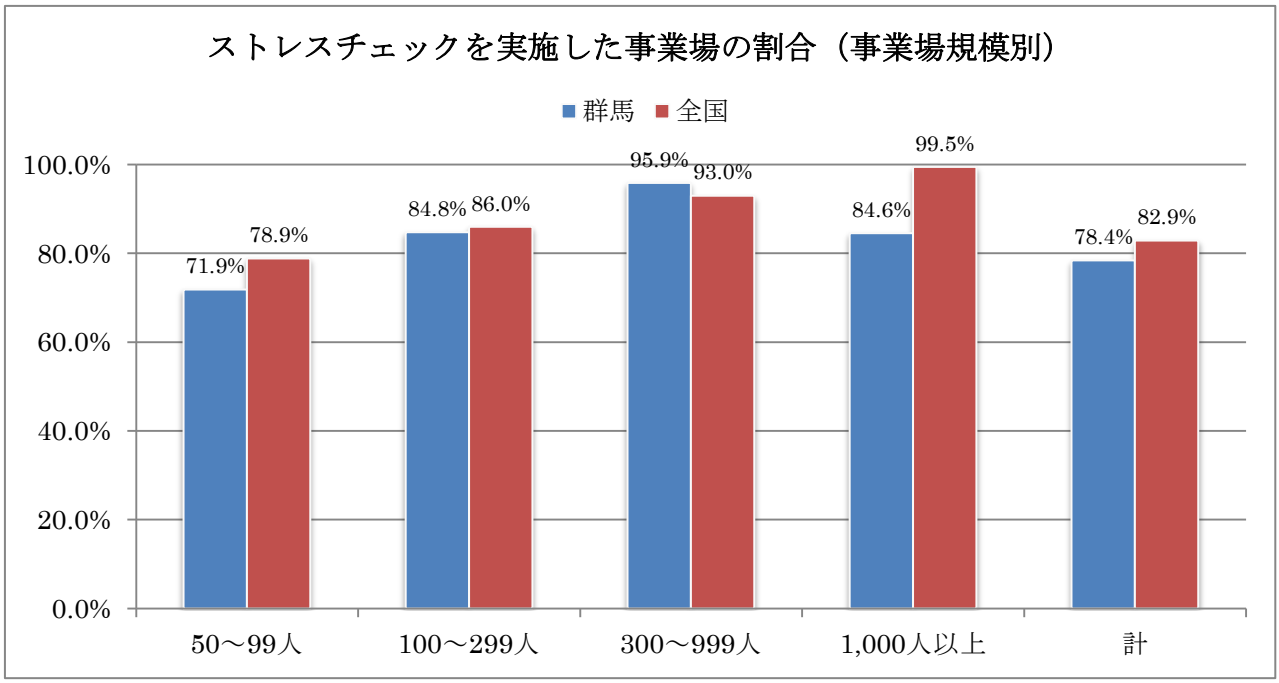
※1　ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。